

入札公告（建設工事）

次のとおり、一般競争入札に付します。

令和7年10月8日

発注者 公立学校共済組合北陸中央病院 病院長 清水 淳三

1. 工事概要等

- (1) 工 事 名 公立学校共済組合北陸中央病院 手術室空調更新工事
- (2) 工事場所 富山県小矢部市野寺 123 公立学校共済組合北陸中央病院 病棟2階
- (3) 工事概要 公立学校共済組合北陸中央病院の手術室内空調設備他の一部更新工事
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和9年3月31日（水）まで。

ただし、

第Ⅰ期工事 令和8年2月27日（金）から令和8年3月29日（日）まで

第Ⅱ期工事 令和8年10月2日（金）から令和9年3月31日（水）まで

2. 競争参加資格

- (1) 競争参加者は、次の①又は②に掲げる者とする。

① 次の(2)から(12)までに掲げる条件を全て満たす単体有資格者（以下「単体」という。）であること。

② 次の(2)から(12)までに掲げる条件を全て満たす者により構成する特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体を結成する場合は、次のア及びイによることとし、競争参加資格の確認までに、公立学校共済組合契約担当者から本工事に係る共同企業体としての認定を受けること。

ア 構成員数は、代表者を含めて2者とする。

イ 結成方法は、自主結成とすること。

- (2) 公立学校共済組合建設工事の入札、契約等の取扱いに関する基準第2条及び第3条（入札説明書P8参照）の規定に該当しない者であること。

- (3) 文部科学省における令和7・8年度の「一般競争参加者の資格」（平成13年1月6日文部科学大臣決定。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者）にあっては、手続開始の決定後に一般競争参加者の資格の再認定を受けた一般競争参加者の資格。（以下この項において「資格」という。）を有し、かつ、次の①又は②に掲げるいずれかの条件を満たすこと。

① 単体

管工事でB等級以上であること。

② 共同企業体

ア 代表者

管工事でB等級以上であること。

イ 代表者以外の構成員

1者によるものとし、管工事でB等級以上であること。

※ 資料の提出日現在で有効な文部科学省の一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の写しを提出すること。

- (4) 単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす施工実績を有すること。

平成22年度以降に完成・引渡し完了した病院又は診療所で、延床面積15,000㎡以上の新築、増築又は改修の機械設備工事の施工実績を有すること。

ただし、受注形態が共同企業体の代表者以外の構成員であった場合の施工実績は除く。

※ 対象とする空調設備は、家庭用ルームエアコンを除く。

※ 共同企業体として申請する場合の代表者以外の構成員の施工実績は問わない。

- (5) 単体又は共同企業体の代表者は、次の①から③までに掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

① 1級管工事施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。

② 監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

③ 申請書及び資料の提出を行う時までに引き続き直接的かつ3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。

※ 契約期間中の監理技術者の変更を認める。

- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）上の管工事業につき、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が5年未満でも、同等として取り扱うことができるものとする。

- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (8) 上記1(1)に示した工事に係る仕様書作成業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルティング業者等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

- (10) 契約の履行が不適切な状態が現に継続している者でないこと。

- (11) 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し公正な競争を不法に阻害する者でないこと。

- (12) 警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ① 「暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者」とは、「有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している有資格業者」とし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- なお、「暴力団員」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員を、「役員等」とは、有資格業者である法人の役員又はその支店若しくは営業所（常時、請負契約を締結する事務所をいう。）を代表するもので役員以外の者をいう。
- ② 「これに準ずるもの」とは、次の者をいうものとし、その判断は警察当局にて行うものとする。
- (ア) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を計る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員を利用するなどしているときにおける当該有資格業者。
- (イ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているときにおける当該有資格業者。
- (ウ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているときにおける当該有資格業者。
- (エ) 有資格業者である個人又は有資格業者の役員等が、暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用しているときにおける当該有資格業者。
- ③ 「当該状態が継続している者」については、該当事実の確認回数で判断するのではなく、実質的に当該状態が継続しているか否かで判断するものとし、その判断は警察当局で行うものとする。

3. 入札手続等

- (1) 担当部課 〒932-8503 富山県小矢部市野寺 123
公立学校共済組合北陸中央病院 事務部会計課保全・システム係（担当：河崎）
電話：0766-67-1150（代表） FAX：0766-68-3733
- (2) 入札説明書等（仕様書・図面を含む。）の交付日時及び交付場所
- ① 日時 令和7年10月14日（火）午後2時00分～
- ② 場所 富山県小矢部市野寺 123 公立学校共済組合北陸中央病院 第3会議室
- (3) 入札執行の日時及び場所
- ① 日時 令和7年10月24日（金）午前11時00分～
※受付等を行うため、15分前までに集合すること。
- ② 場所 富山県小矢部市野寺 123 公立学校共済組合北陸中央病院 第1会議室
- ③ その他 競争の執行に当たっては、競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

4 その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出の資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 受注者は、上記2（5）の監理技術者を配置するほか、次の①、②及び③に掲げる技術者を当該工事に専任で各々に配置すること。
- ① 技術者（建築意匠）
資格は問わない。
- ② 技術者（電気工事）
資格は問わない。
- ③ 技術者（管工事）
1級管工事施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者として国土交通大臣が認定した者であること。
- ※ 上記①、②及び③に掲げる技術者は、申請書及び資料の提出を行う日までに引き続き直接的かつ3カ月以上の恒常的な雇用関係があること。
- ※ 契約期間中の変更を認める。ただし、変更の場合には、発注者の了解を得なければならない。
- (4) 上記2（5）の監理技術者及び上記（3）の技術者について、契約工期中であっても、次に掲げる期間については工事現場への専任は要しない。
- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（資機材の搬入又は仮設工事が開始されるまでの間）
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後片付け等のみが残っている期間
- (5) 競争加入者に要求される事項
- ① 競争参加者等は、開札日の前日までの間において、契約担当者から競争参加資格の確認のための書類その他競争参加説明書において求められた条件に関し説明を求められた場合には、競争加入者の負担において完全な説明をしなければならない。
- ② 競争加入者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて競争加入者又は契約の相手方が負担するものとする。
- (6) 入札説明書等を入手した者は、これを本入札手続き以外の目的で使用してはならない。
- (7) 詳細は、現場説明書によるものとします。